

東京都公報

発行 東京都

目次

告示

○東京都都税条例の規定による納期限等の期日指定

..... (主税局税制部税制課)..... 一

告示 (水)

○使用水量の計量業務の委託

公告

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出

..... (産業労働局商工部地域産業振興課)..... 一

○土地収用法による収用の裁決手続開始 (二件).....

..... (東京都収用委員会)..... 二

告示

東京都告示第千五百四号

東京都都税条例 (昭和二十五年東京都条例第五十六号)

第十七条の二第一項の規定により、平成三十年東京都告示第千六百十五号 (東京都都税条例の規定による納期限等の延長) において別に告示で定めることとされている期日のうち、次の表に掲げる指定地域に住所又は居所の所在地 (納税者が法人等である場合は、法人税に係る納税地 (本店又は主たる事務所の所在地以外を納税地と指定されている場

合においては、当該本店又は主たる事務所の所在地を含む。) がある納税者に係るものについては、その納期限等が平成三十年七月五日から同年十一月二十六日までの間に到来するものについて、同月二十七日とする。ただし、個人の事業税、固定資産税及び都市計画税に係るものについては、その納期限等が平成三十年七月五日から同年十一月二十九日までの間に到来するものについて、同月三十日とする。

平成三十年十一月一日

東京都知事 小池 百合子

都道府県名	指定地域
岡山県	岡山市北区、岡山市東区、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、小田郡矢掛町
広島県	広島市安芸区、呉市、竹原市、三原市、尾道市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町
山口県	岩国市周東町
愛媛県	宇和島市、大洲市、西予市

告示 (水)

東京都水道局告示第七号

東京都水道局公金の徴収事務の委託に関する規程 (平成十年東京都水道局管理規程第四十三号) 第二条の規定に基づき、使用水量の計量業務を次のとおり委託したので、同規程第三条の規定により告示する。

平成三十年十一月一日

東京都水道局長 中嶋 正宏

公告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号。以下「法」という。) 第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名 (団体にあっては団体名及びその代表者の氏名) (二)住所 (団体にあっては所在地) (三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成三十年十一月一日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号) に到着するよう提出してください。

平成三十年十一月一日

東京都知事 小池 百合子

- 一 店舗名 秋本産業ビル
- 二 店舗所在地 武蔵野市境南町二丁目二番二十号
- 三 設置者名 秋本産業株式会社

一 委託期間

平成三十年十一月一日から平成三十一年十月三十一日まで

二 委託した相手方

受託者名 所在地 東京都サービス株式会社 中央区晴海一丁目八番十一号

四	設置者住所	武蔵野市境南町二丁目十番二十四号二〇五
五	変更前の駐車場の位置及び収容台数	店舗内ほか 四百六十七台
六	変更後の駐車場の位置及び収容台数	店舗内 四百五十六台
七	変更前の駐輪場の位置及び収容台数	店舗北東側ほか 千二百四十三台
八	変更後の駐輪場の位置及び収容台数	店舗北東側 八百八十三台
九	変更前の駐車場の数及び位置	三箇所 店舗南側ほか
十	変更後の駐車場の数及び位置	二箇所 店舗南側ほか
十一	変更日	平成三十一年五月二十八日
十二	届出日	平成三十年九月二十七日
十三	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
十四	縦覧期間	平成三十年十一月一日から平成三十一年三月一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
十五	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、
 公告する。

平成30年11月1日	東京都収用委員会 会長 池田 貞朗
1	起業者の名称 東京都
2	事業の種類 東京都市計画道路事業補助線街路第46号線
3	裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
4	土地所有者の氏名及び住所
5	土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
6	裁決手続開始決定年月日 平成30年10月5日

別記

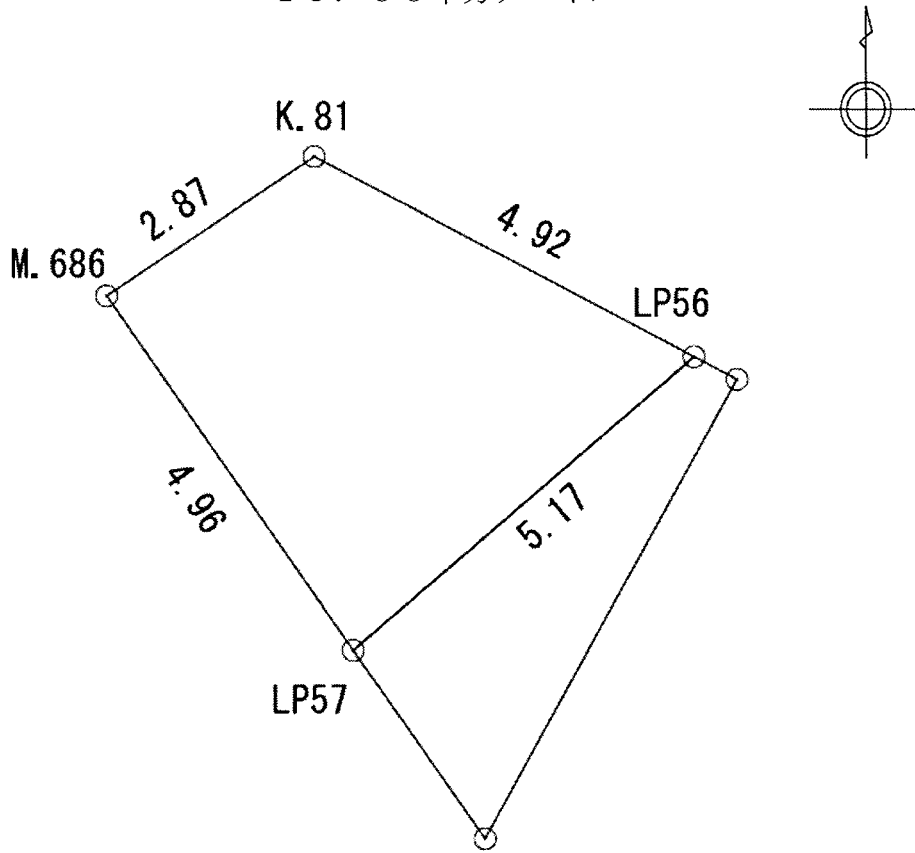
所在	裁決手続の開始を決定した土地				土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			備考
	地番	地目	登記簿上の地積	実測地積	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類	
東京都日黒区目黒本町五丁目	55番22	宅地	27.49 m ²	27.48 m ²	石澤愉子	東京都日黒区南一丁目18番18号				別図のとおり

別 図

裁決手続の開始を決定した土地

東京都目黒区目黒本町五丁目55番22のうち

19.00平方メートル



単位：メートル

測点	境界標種別	X	Y	Y _{n+1} -Y _{n-1}	X (Y _{n+1} -Y _{n-1})
K.81	金属標	-42409.303	-12218.518	6.737	-285711.474311
LP56	金属標	-42411.605	-12214.165	0.445	-18873.164225
LP57	計算点	-42414.992	-12218.073	-6.737	285749.801104
M.686	金属標	-42410.909	-12220.902	-0.445	18872.854505
				倍面積	38.017073
				面積	19.0085365
				地積	19.00 m ²

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、
公告する。

平成30年11月1日

東京都収用委員会

会長 池田 眞朗

- 1 起業者の名称 東京都
- 2 事業の種類 東京都市計画道路事業補助線街路第46号線
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、
地番、地目及び地積等
- 4 土地所有者の氏名及び住所
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
- 6 裁決手続開始決定年月日 平成30年10月5日

別記のとおり

別記

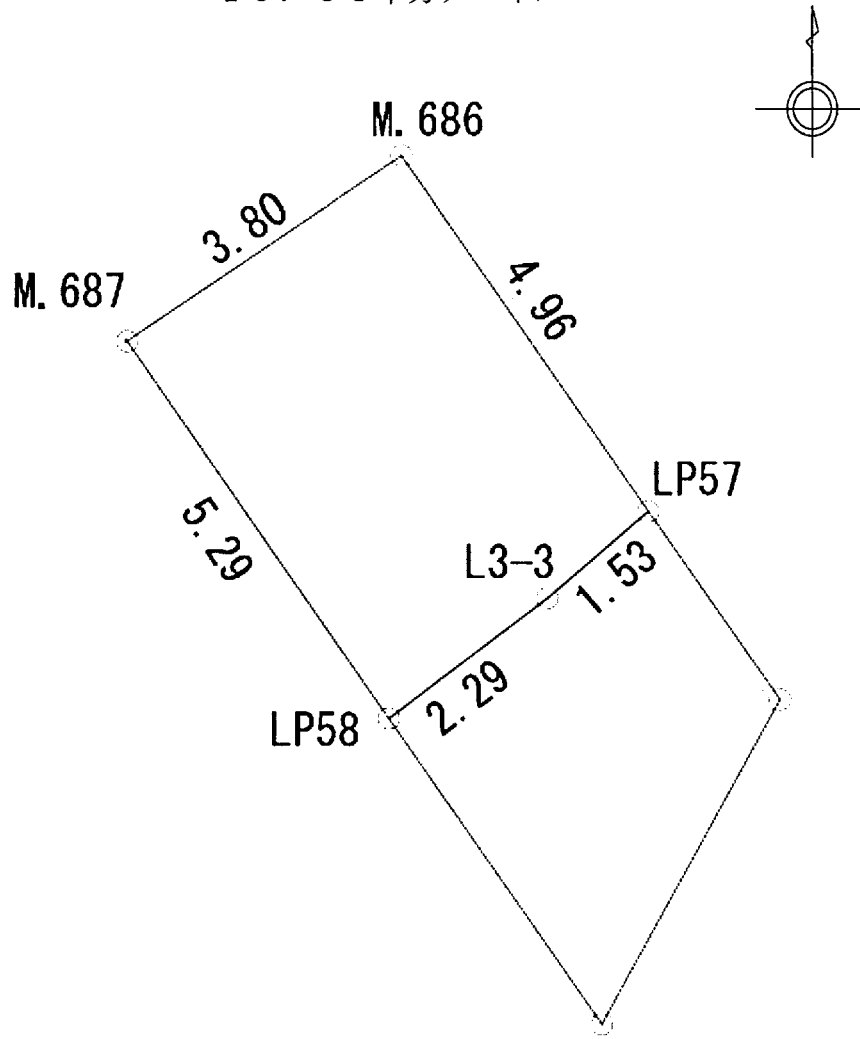
裁決手続の開始を決定した土地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			備考
所在	地番	地目	登記簿上の地積 m ²	実測地積 m ²	収用しようとする土地の面積 m ²	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類	
東京都目黒区 目黒本町五丁目	55番29	宅地	32.78	32.77	19.65	石澤愉子	東京都目黒区南 一丁目18番18号	越中スミ (準共有持分 2分の1)	東京都目黒区目黒本 町五丁目8番18号	借地権	
								越中信一 (準共有持分 4分の1)	東京都目黒区目黒本 町五丁目8番18号	借地権	
								渡辺富 (準共有持分 4分の1)	神奈川県横浜市青葉 区あざみ野三丁目1 番地あざみ野団地8 棟401号	借地権	

別 図

裁決手続の開始を決定した土地

東京都目黒区目黒本町五丁目55番29のうち

19.65平方メートル



単位：メートル

測点	境界標種別	X	Y	$Y_{n+1}-Y_n-1$	$X(Y_{n+1}-Y_n-1)$
M. 686	金属標	-42410.909	-12220.902	5.988	-253956.523092
LP57	計算点	-42414.992	-12218.073	1.670	-70833.036640
L3-3	計算点	-42415.997	-12219.232	-2.977	126272.423069
LP58	計算点	-42417.390	-12221.050	-4.829	204833.576310
M. 687	金属標	-42413.037	-12224.061	0.148	-6277.129476
				倍面積	39.310171
				面積	19.6550855
				地積	19.65 m ²

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号(代)

郵便番号
 113-0001



この用紙は、再生紙のうえ
 リサイクルされています。